身体拘束廃止指針

(目的)

1. 社会福祉法人 鶴寿会では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第4項の「指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない介護」の徹底を目的として、本指針を制定する。

(身体拘束の定義)

- 2. 拘束の種類と範囲について以下の通り定める。
- (1) 身体拘束にあたる具体的な行為
 - ア 徘徊しないように、車椅子や、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - イ 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ウ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
 - エ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
 - オ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、
 - カ 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - キ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制 帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ク 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ケ 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - コ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - サ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
 - シ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(身体拘束についての考え方)

- 3. 利用者及び家族等への説明について当施設の考え方について以下の通り定める。
- (1) 家族等より拘束の依頼があった場合
 - ア 「身体拘束」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と 十分に話し合い理解を得る事に努め、「転落予防」「怪我の予防」であっても 「拘束をしない介護」を目指すこと。
 - イ 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はあるが、その方らしく活動的に生活する為に、「拘束しない介護」の取り組みをすること。

(2) 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人又はその他の利用者等の生命、身体を保護する為、一時的に「身体拘束」を行う事がある。

- ア 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応 する場合を言います。
- イ 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側 の状態ではありません
- ウ 一時的に身体拘束を行う場合とは、次の3点の要点をすべて満たした場合 に限ります。
 - ・ 切迫性: 入所者本人又は他の入所者の生命・身体が危険にさらされている 可能性が著しく高い
 - ・ 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外の介護方法がない
 - ・ 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(身体拘束を行う場合の手続き)

- 4. 身体拘束を行う場合の手続きについて定める。
- (1) 手続きの手順
 - ア 第一に他の代替策を検討する
 - イ 実施にあたっては、原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で 行い、安全性・経過確認の方法についても検討を行う。
 - ウ 事前に施設長の判断を仰ぐ。
 - エ 事前に家族等に連絡をする。
 - オ 事前に身体拘束・事故対策委員会及び緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、「身体拘束に関する計画書」 を作成する。
 - カ 身体拘束実施期間中は、状況の記録を作成する。
 - キ 身体拘束の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除する。

(「身体拘束・事故対策委員会」の設置)

- 5. 施設内で身体拘束が行われているかどうかや手続きが適正にされているかどうかの確認のため、事業所内に「身体拘束・事故対策委員会」を設置する。
- (1) 委員会の役割
 - ア 毎月1回定期的に開催されている委員会で、各部署から身体拘束の有無や 実態について報告を受け、必要と判断した場合に聞き取り調査をする。
 - イ 身体拘束が行われている場合、本指針3条(2)に準じて適正に行っているかどうかを調査する。

- ウ 事例をもとに、代替策の検討を行い、利用者のサービス向上に努める。
- エ 利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者 の安全を守る」ために職員に対しての研修を行う。
- オ 当該委員会のメンバーは、施設長、事務長、介護支援専門員・相談員、介 護職員、看護職員、理学療法士等(欠員ある場合あり)で組織する。

(附則)

- (1) この指針は平成24年12月1日より施行する
- (2) 平成29年4月1日一部改訂